

台湾の代理出産に関する改定案『人工生殖法改定草案』

第一章 総則

まとめ：夫の精子を取り出して妻の子宮に入れることは普通の生殖と大別しないので扱わない（つまり、非配偶間人工授精のことをについて論じるということ）

第二章 医療機構が代理出産を行う際に

6. 医療機構は補助生殖医療を行うための許可をもらう必要がある。それから、補助生殖医療技術の実施や受精卵の寄付を受けることが可能である。

7. 医療機構は補助生殖医療技術を実施する前、もしくは受精卵の寄付を受ける前に、補助生殖医療を受ける夫婦と寄付した人に以下の健康診断を受けさせる。

健康や心理状況；家族遺伝病；出産に障害をもたらす病気または感染症；その他

8. 以下の条件を満たす者は、卵子の提供を許可する。

20-40歳、(7)で述べた条件にあてはまる、無償提供、寄付したことがないもしくは寄付したが妊娠が失敗した。

補助生殖医療を受ける夫婦は、医療機構を通じて生殖細胞提供者に補償費を支払う、もしくは健康診断、労働損失などの費用を負担する義務がある。上記の条件の審査が終わるまで提供する生殖細胞の使用を禁止する。

9. 医療機構は生殖細胞の寄付を受ける際、寄付しようとする人に必要な説明をし、委任状をもらった後に生殖細胞の採取をする。以下の個人情報が必要である。

名前、住所、身分証明書と番号、生年月日、身長、体重、血液型、肌の色、髪の色、寄付内容、期日、数量。

10. 受けた生殖細胞を厳選し、合格の生殖細胞を採用すること。検査項目は規定したものに従う。

11. 同一提供者の生殖細胞を一人以上に提供することを厳しく禁ずる。一人が妊娠すれば、ただちに同人物の生殖細胞の提供を中止する。成功に出産した後に(21)に従って使用しなかった生殖細胞を処分する。

第三章 補助生殖医療の実施

12. 以下の条件にあてはまる者に、補助生殖医療の提供を許可する：

A. 夫婦のどちらかが不妊症、もしくは重大な遺伝性疾患を持ち、自然生殖で生まれる子供が異常になる確率が高い。

B. 夫婦の一方が正常の生殖細胞を持ち、寄付した精子、卵子を受ける必要がない。

C. (7)の診断を受けた。ただし、上記の診断を受けて異常はないがほかの理

由で補助生殖医療を受けたい場合、医療診断を提出する必要がある。

13. 補助生殖医療を受ける夫婦に補助生殖医療の必要性、実施方式、成功率、合併症が起こるリスク、別の治療法を伝えておくべきである。寄付した精子を用いる場合は夫の同意、寄付した卵子を用いる場合は妻の同意を得る必要がある。

14. 夫婦の要求に応じて指定された提供者の生殖細胞を使用してはならない。寄付した生殖細胞は寄付者の要求に応じて指定された夫婦に使用してはならない。ただし、4等親以内で同世代の上、同性別であれば、この限りではない。

15. 医療機構は補助生殖技術をおこなう際に、以下の情報を記録すること：

(1) 補助生殖治療を受ける夫婦の名前、住所、身分証明書の番号、誕生日、身長、体重、血液型、肌の色、髪の色

(2) 寄付者の身分証明書の番号（またはパスポートの番号、カルテ番号）

(3) 治療状況。医療機構は夫婦に治療情報を提供するときに、(2)の情報を漏らしてはならない。

16. 精子の寄付を受け補助生殖治療を行う場合、以下の近親関係を持つ卵子に精子を受精させてはならない。

(1)直系血族

(2)直系姻族

(3)6等親以内の傍系血族

17.以下のことをしてはならない。

(1)研究用の生殖細胞を使用すること

(2)無性生殖

(3)性別を選択すること。ただし、遺伝病を避ける場合はこの限りではない。

(4)互いに精子、卵子を寄贈すること

(5)14日以上に培養した胚胎を使用すること

(6)混合精液を使用すること

(7)国外の生殖細胞を使用すること

18. 補助生殖技術は、新技術の実験を実施するために行われる場合、医療法に従うこと。

19. 妻が妊娠している場合、妊娠診断をすすめること。

第四章 生殖細胞および胚胎の保護

20. 寄付した生殖細胞について、寄付者は返還を要求してはならない。ただし、寄付した後、専門家が生殖障害と判断する場合、未廃棄の生殖細胞を返還すること。

21. 以下の条件に満たす生殖細胞を廃棄すること。

(1) 10の審査を受けて不合格と判定した生殖細胞

(2) 不妊治療に使われて子供を産んだ場合

(3) 保存期間は10年に達する場合

補助医療を受ける夫婦の生殖細胞および人工生殖のために培養した胚胎について、以下の条件に満たすと廃棄すること。

(1) 妻は満50歳

(2) 夫は満60歳

(3) 補助医療を受ける夫婦の婚姻は無効、取り消し、離婚、片方が死亡

(4) 保存期間は10年に達する

(5) 補助医療の治療をあきらめる

廃棄とする生殖細胞は、寄付者の同意を得た場合、研究に使用することを許可する。

22. 寄付した生殖細胞、補助医療を受ける夫婦の生殖細胞および人工生殖のために培養した胚胎は人工生殖以外の用途に使ってはならない。ただし、研究の目的で同意を得た場合、この限りではない。

第五章 人工生殖で生まれたヒトの地位

23. 婚姻関係が継続していることを前提として、妻は夫の同意を得た場合、寄付した精子を使用し産んだ子供は、嫡出子と認める。

前項について、夫から脅迫され、もしくは騙されて同意したことを証明できる場合、事実を発見した日から6か月以内に提訴すること。子供の出生日から3年以上経った場合、告訴を不受理とする。

24. 婚姻関係が継続していることを前提として、夫が妻の同意を得た場合、寄付した卵子を使用し産んだ子供は、嫡出子と認める。

前項について、妻から脅迫され、もしくは騙されて同意したことを証明できる場合、事実を発見した日から6か月以内に提訴すること。子供の出生日から3年以上経った場合、告訴を不受理とする。

裁判で勝訴した場合、卵子提供者を親と認める。

第六章 資料の保存、管理および使用

第七章 罰則

第八章 附則

(訳 徐猛)